

京都府後期高齢者医療広域連合議会処務規程

平成19年7月11日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府後期高齢者医療広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）の組織、事務処理その他必要な事項を定めるものとする。

(書記長及び書記その他の職員)

第2条 議会に書記長、書記その他の職員を置く。

2 書記長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、議会の事務に従事する。

(専決)

第3条 書記長は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、異例に関する事項又は特に必要と認める事項は、議長の決裁を受けなければならない。

(1) 通知、申請、届出、照会、回答、報告及び文書の処理に関すること。

(2) 物品の保管等に関すること。

(3) その他議長の指定した事項及び定例的又は軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第4条 文書の取扱い及び処理については、京都府後期高齢者医療広域連合文書管理規程（平成19年規程第2号）の例による。

(公印の名称等)

第5条 公印の名称、寸法、ひな型、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の保管及び使用の責任)

第6条 公印の保管及び使用の責任者は、書記長とする。

(公印の取扱い)

第7条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、京都府後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年規則第1号）の例による。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、広域連合長の事務部局の例に

よる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな型	使用区分	個数
京都府後期高齢者 医療広域連合議会 印	方 24	京 都 府 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 印	広域連合議会を もってするとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合議会 議長印	同	京 都 府 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 長 印	広域連合議会議 長名をもつてす るとき	1
京都府後期高齢者 医療広域連合議会 副議長印	同	京 都 府 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 副 議 長 印	広域連合議会副 議長名をもつて するとき	1

